

高森町 地区計画の策定方針

R 4 年度版（R 3 年度策定）

令和 3 年 9 月 1 日

高森町役場 総務課

1. 地区計画全般の考え方について（担当：総務課）

- (1) 暮らしに身近な「地区」の現状と課題について、住民の参画を図って意見を募り、その解決策（「ソフト」＝活動 及び「ハード」＝施設）をまとめる。
- (2) その解決策（計画）に関して、「地区でどこまでできるか」、そして「町・県・国等は何をすべきなのか」等の役割分担と、地区の中での優先順位を明らかにする。
- (3) 状況の変化や実績に応じて、計画を毎年見直す。（最適化）

地区計画見直しにあたっては、上記(1)(2)(3)を地区の中で進めてください。施設計画のみならず、「地区の課題」と「活動計画」が明らかになるような話し合いをお願いします。
予算の範囲内で、いただいた要望を次年度の事業（予算）へ反映していきます。

2. 地区計画の策定・見直しの要領について（担当：総務課）

(1) ソフト事業の活動計画について

直近 1 年間のソフト事業に関する活動計画（下記項目および地域独自の項目）の振り返りを行い、来年度以降に向けての課題と今後の展望（町の役割や必要な支援を含む）、事業費を記載してください。先進的・発展的な活動には、人的・金銭的な支援を検討します。**なお、今後、地区・町と一緒に課題解決に向けた取り組みを進めていきたいと考えているため、様式 1・総括表のヒアリングも重点的にさせていただきます。**

- 自治会のあり方、加入促進の取り組み
- 女性や若者支援への取り組み
- 地域の高齢化に対する取り組み
- 地域に協力してくれるコミュニティ組織育成への取り組み

(2) 実施年度を R 4 年度、そして R 5 年度以降の 2 区分として考えます

- ① 昨年度策定した地区計画を、今年度の実施状況などを確認し、次年度以降の計画を整理します。新たな課題（新たな危険箇所や地域の問題など）が発生した場合は、「**なぜ、どのような理由で必要なのか？」「緊急性」**などを**地区の皆さんで共有し**、事業の優先度を見直します。必要の無くなったもの、実施済のものは表から除きます。
- ② 地区計画書の様式は、町で用意します。計画書の作成や編集作業は、地区担当の職員と一緒に活動しますので、お気軽にお申し付け下さい。役場の全職員が、地域の相談や伝達、また地域の皆さんと共に問題を解決するために、「地区担当職員」として配置されています。最終的なまとめ資料を作る時のみではなく、**優先度の決定や地域を点検する段階から声をかけて下さい。**職員も地域の現状や課題を共有することができます。
- ③ 取りまとめの方法は、各区・地区にお任せしていますが、役員や一部の方のみでなく、**できるだけ多くの皆さんの意見を募り、反映いただくこと**が望めます。PTA や老人クラブなどの各種団体のほか、女性や若者の意見が汲まれるようにご配慮ください。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対策の為、話し合いを行う場合は、**マスク着用、アルコール消毒の準備**の他、「**3 密を避ける」「ソーシャルディスタンスを確保する」「なるべく短時間で会議を行う**」など、十分な感染予防対策を実施してください。

3. 土木事業等の方針（担当：建設課）

(1) 道路新設改良

- ① 道路関連事業は、維持・修繕を優先しています。
- ② 道路新設改良の実施は、町全体の幹線道路網の整備計画の中で検討していきます。
- ③ 各地区の懸案路線は、ヒアリング時に協議します。
- ④ 上記を踏まえ、すでに要望されている箇所も含めて見直しに務めて下さい。

(2) 道路維持・安全対策

- ① 舗装補修箇所を含め、危険箇所については、迅速に対応します。
- ② 道路補修・水路の地中化横断・突角等の維持工事は、予算の範囲内で実施します。
- ③ 道路の維持管理（草刈・除雪）等については、地区の協力をお願いします。
- ④ ガードレール・消火栓・消防貯水池等は、予算の範囲内で実施します。
- ⑤ 上記を踏まえ、すでに要望されている地区も含めて見直しに務めて下さい。

- ⑥ 防犯灯・カーブミラー等の交通防犯施設は、平成 24 年度から「一括交付金」の中で地域の実情に合った整備を行うこととし、区の中で調整願います。

(3) 河川・河川維持・用排水路

- ① 河川改修は、危険度を考慮し計画的に実施します。
- ② 早急な対応が必要な箇所及び、危険箇所については、迅速に対応します。
- ③ 大雨が予想される場合は、井水管理者による見廻りの実施・落ち葉や堆積土の排除など、各河川・井水管理者への依頼をお願いします。
- ④ 用排水路（土地改良）は、地元施工を基本とし、予算の範囲内で実施します。
- ⑤ 用排水路の改修は、地元負担金を要するものがあります。事前の調整をお願いします。
- ⑥ 上記を踏まえ、すでに要望されている地区も含めて見直しに務めて下さい。

(4) その他・共通

- ① いずれの計画・箇所も、土地所有者（地権者）の同意を得て、計画書に記載することが原則となります。

4. その他

11 月中旬に町理事者・担当課とのヒアリングを実施します。

◆ 提出書類・・・

- ①様式 1（総括）、②様式 2（施設計画）、③施行箇所を表示した図面、写真
- ④このほか、状況や計画内容を補足する資料